

就労に向けた資格取得の支援の御案内

川崎市では、自立に向けて就労に有利となる資格を取得する目的で修業するひとり親家庭の方を、応援しています。

● 高等職業訓練促進給付金等事業



看護師や保育士等の資格の取得を目指し6か月以上養成機関で修業する時、生活の負担軽減のために訓練促進給付金等を支給します。対象となる講座についてはお問合せください。

● 自立支援教育訓練給付金等事業



仕事に就くために必要な技能や資格を取得する時に、入学金及び受講料の合計額の最大で6割を支給します。対象となる講座については で検索できます。

● 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業



より良い条件での就業や転職に向けて高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する時に、給付金を支給します。

● 高等職業訓練促進資金貸付



高等職業訓練促進給付金を活用して、資格取得を目指し修業する場合に、入学準備金、就職準備資金の貸付を行います。取得した資格を活かして5年間就業した場合には、返済を免除します。

New!

令和4年1月～

● 高等職業訓練促進資金貸付（住宅支援資金）



上記給付金を使い自立に向けて意欲的に取組む方に、入居している家賃の上限4万円を12か月の範囲内で貸付します。取得した資格を活かして1年間就業した場合には、返済を免除します。

※住居確保給付金等を使用している場合は家賃の差額が貸付額となります。

※児童扶養手当を受給していなくても、同等の所得水準の方は対象になる場合があります。

- 給付金事業を申請する方は、母子・父子福祉センターサン・ライブで自立支援プログラム策定を受けていただきます。
- 生活保護を受給している方は、原則対象外となります。生活保護担当者にご相談ください。
- 貸付事業の実施事業者は川崎市社会福祉協議会です。

◆制度の問合せ先◆ 川崎市子ども未来局子ども支援部子ども家庭課 電話：044-200-2672
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

◆申込受付◆ 川崎市母子・父子福祉センターサン・ライブ 電話：044-733-1166
〒215-0067 川崎市中原区今井上町1-34 和田ビル2階

川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 (住宅支援資金) 事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、高等学卒業程度認定試験合格支援給付金等を活用して、自立に向けて養成機関で修業し、資格取得を目指す場合に、住宅支援資金を貸し付けます。

貸付対象者

高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、高等学校等卒業程度認定試験合格支援給付金等の支給を受けており、プログラム策定員の立てる自立支援計画書に従って就職に有利な資格の取得や収入増につながる資格の取得が見込まれる養成機関を修了し、取得した資格が必要な業務に1年以上従事しようとする方。

貸付の金額等

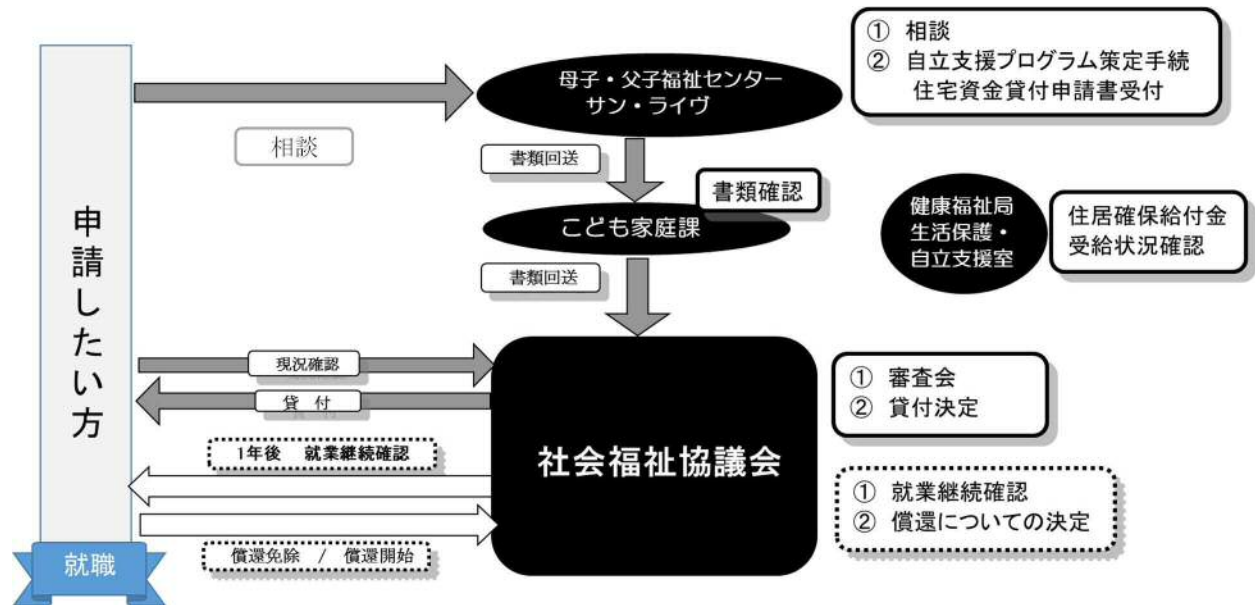
入居している住宅家賃の上限**4万円**を修学中の最長**12か月**間貸し付けます。

※住居確保給付金等を受給している方は、その差額が貸付額となります。

貸付金の返済

貸付金は、養成機関を退学したとき、養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき、必要な届出を行わなかったときなどには、5年以内の返済が必要です。無利子です。

ただし、養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職やプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、取得した資格が必要な業務に1年間従事した場合には、全額返済が免除されます。



申請や御相談については

「母子・父子福祉センターサン・ライヴ」044-733-1166まで

※本事業は、市の補助事業として、川崎市社会福祉協議会が実施するものです。

※その他のお問合せは、こども未来局こども支援部こども家庭課 電話：044-200-2672まで